

鳥取県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	変更前	八頭郡智頭町大字智頭字山崎向河原2094-13地先から同地先まで	19.5~24.3	15.0
	変更後	八頭郡智頭町大字智頭字山崎向河原2094-13地先から同大字字山崎1609-5地先まで	15.8~26.4	50.0

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡南部町天萬字塩河原361-1地先から同字362-2地先まで	変更前	14.8~36.0	32.0
		変更後	14.8~41.8	32.0
名和岸本線	西伯郡大山町茶畑字曾利1113地先から同町高田字下国松237-3地先まで	変更前	11.6~26.5	249.0
		変更後	11.6~26.5	249.0
米子広瀬線	米子市石井字要害1006地先から同字1001-1地先まで	変更前	7.5~11.0	83.0
		変更後	9.0~12.0	83.0
大山口停車場 大山線	西伯郡大山町大山字大山54-1地先から同字51-1地先まで	変更前	5.3~15.4	427.0
		変更後	10.0~24.8	427.0
上井北条線	倉吉市上井字小泓60-51地先から同市上井字宮ヶ坪75-14地先まで	変更前	17.0~60.0	74.0
		変更後	42.6~73.0	74.0
旧奈和西坪線	西伯郡大山町御来屋字上往還端208-2地先から同地先まで	変更前	14.0~17.0	31.0
		変更後	14.3~17.0	31.0
米子岸本線	西伯郡南部町天萬字塩河原262-1地先から同町天萬字星川田32-29地先まで	変更前	7.7~33.9	116.0
		変更後	12.8~49.3	116.0